

道路法(車両制限令)を厳守して下さい！！



コイルや鋼材等の鋼製品等を積載する車両の総重量又は軸重が超過する違反が多発しています！

| 違反車両積載品目 | 件数割合 | % |
|----------|-----------|-------|
| 1 | 鋼製品 | 25.1% |
| 2 | 食料品 | 10.4% |
| 3 | 残土 | 7.5% |
| 4 | 車両(建設機械等) | 7.2% |
| 5 | コンテナ | 6.0% |
| 6 | スクラップ | 4.53% |
| 7 | 木材 | 4.50% |
| 8 | 産業廃棄物 | 4.1% |
| 9 | コンクリート製品 | 3.2% |
| 10 | 砂 | 3.1% |

全体件数 約3,600件／年

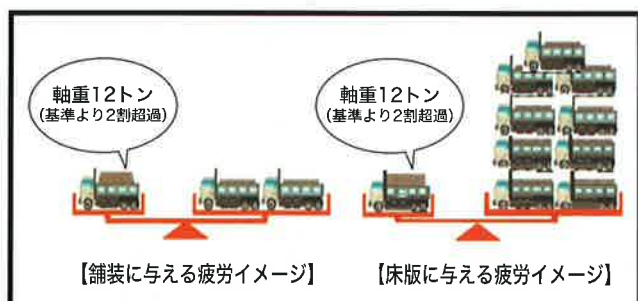
(発出された措置命令書(H24年度)の総重量違反における積載物より)



超過した車両の重量や軸重で走行すると...

● 橋や舗装に大きな負担が！

● 重大な事故につながります！



超過重量の道路に与える疲労(ダメージ)は、舗装で**4乗**、橋(RC床版)で**12乗**に比例すると言われてます。

それは、軸重10t車が2t超過した場合、舗装に対して約2台分、橋に対して約9台分の疲労(ダメージ)に相当します。

橋げたの
ひび割れ



過去の発生事例①

H23.9.22 首都高速道路会社管内 重量超過のセミトレーラーが速度超過により積荷の重機を落下させた事故で、10時間超の通行止めと多額の費用を要した。(事故原因者の負担)

この事故に伴い、H24.9に道路法違反容疑で告発した。

過去の発生事例②

H18.3.22 中日本高速道路会社管内(当時) 走行中の車両から、何らかの原因で積荷の海上コンテナが落下し、反対車線を走行していた普通乗用車が衝突した。



確認!

車両の長さ・高さ・重量・軸重等の許可限度を超える車両を通行させた場合、道路法違反となります。

措置命令処分



現地で許可なく又は許可条件に反して特殊車両を通行させていることが確認された場合、違反者に対して積荷の分割等の軽減措置を講じるよう命じたり、軽減措置が不可能なときには通行の中止(入口でのUターンや最寄インターチェンジからの流出)を命じています。



違反を繰返した場合

違反を繰り返す場合は、道路法遵守への取組が不十分な会社として機構HPへ掲載されます。 <http://www.jehdra.go.jp/sharyouseigenrei.html>

許可取消と罰則

以下の要件を満たす場合、許可取消や告発がなされます。

- 許可なく又は許可条件に反して車両を通行させ、
- 1. 死亡又は重傷に係る交通事故、道路損壊に係る重大な交通事故を発生させた場合
- 2. 道路管理者の措置命令に違反した場合
- 3. 常習的に違反している場合

主な罰則 (道路法第101条~105条)

- ・制限値違反 ⇒ 100万円以下の罰金
- ・措置命令違反 ⇒ 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・許可証不携帯 ⇒ 100万円以下の罰金
- ・法人両罰 ⇒ 上記の罰則

参考

道路は一定の構造基準により造られており、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの限度値を以下のとおり定めています。(道路法第47条1項、車両制限令第3条)



上記の制限値を超える車両を通行させる場合、許可を得る必要があります。

(道路法第47条2項)

※許可手続きの詳細については、各道路管理者へお問合せ下さい。

セミトレーラ等の限度値の特例

- ・総重量
25.0t~36.0t
(高速自動車国道及び重さ指定道路において、軸距による)
- ・長さ
セミトレーラ 16.5m
フルトレーラ 18.0m

【注意】

積載物のはみ出しがある場合、長さの特例は適用外です。

※道路交通法では、車両の長さの10%を超えたのはみ出しを禁止しています。

出発前に
チェック☑

- 車両(積荷含む)の長さ・高さ等の許可値
- 許可証の携帯(許可証の写しは不可)
- 許可証の有効期限
- 通行許可経路の確認
- 通行予定経路の道路の状況(規制情報など)
- 徐行や誘導車等通行条件の有無とその内容
- 許可指定通行時間

道を通じて感動を 人へ、世界へ

